

婦人と親族法

太田英隆

第二節 親權の効力

この節では親權を行ふものは、未成年者の子の監護及び教育を爲す權利を有し義務を負ふものであることを述べます。

(一) 監護及び教育の權義、こゝに云ふ所の監護とは、監督及び保護のことで、子の發育を圖ることに外なりませんから、別に説明する必要はありませんが、教育に付きましては中々議論のあることであります、例へて見ますれば、子を教育するのに、高等教育を授くべきものであるか、又は中等教育のみでよいか、それとも初等教育に止めてよいかどうかと云ふことはその人の身分とか資力とかに相應すべきもので、法律上定むべきものではありませんが、親權者はどんな下等な教育に止めてをいてもよいと云ふとは出来ません、何故かと云ひますのに、監護とか教育とか云ふことは、一面から云へば親の權利であるから勝手になりますが、

又一方より見ますと是非ある程度まで行はねばならぬ私法上の義務であるからであります。茲に一寸注意すべきは、小學校令によつて小學校教育の義務を盡したからとて、教育に關する義務を果したと云ふとは出来ないのです。小學校令から生ずる親の義務は公法上の義務であつて、子と親との關係ではありません。親權から生ずる義務は、私法上の關係であつて親子間の權利義務を定めたるのですから、身分の高い者資力のある者は、公法上の義務なる小學校のみに止まらず、その身分資力に相應する高等なる教育を受けさせねばなりません。

二 居所指定の權、戸主がその家族の居所を指定する權利を有することは曩に述べましたが、親權者も未成年者の子に對してはその居所を定める權利を有してゐるのであります。これは監護教育の權利から生ずる大切な効果であります。若し未成年者に勝手に居所を定めることを許すときは、或は浮浪惡奸の者と交り、監護教育の權利は少しもその目的を達することが出来なくなりす。

茲に一つ疑ひが起つて参ります。と云ふのは外でもありません、親権者が戸主でないときは、未成年の子に對してはその居所を定める人が二人あるから、その意見が衝突したときは孰れに従つてよいか、解し安く云へば、戸主はその家にゐよと云ひ、親権者は學校に入れと云ふやうなときは、その子は孰れの云ふことを聞くべきかと云ふことです。親権者は原則としては戸主の意見に従ふべきでありませんが、若し戸主の云ふ通りにして子を學校に出さない爲め不利益を及ぼすときは、親権者は自分の意見通りにすることが出来ます。子のことに就きては戸主より親権者の方が凡てによく通じてゐるばかりでなく、學校に出せば金が澤山ゐるので、戸主と親権者とは自然衝突するやうなことがあります。戸主は自分の勝手の爲めに子の不利益を願ひないとも限られませんが、それでこの事に就きては親権者に多くの權利を持たせたのでありませぬ。

未成年の子が親権者の云つた所にゐなかつたらどんな制裁があるか、このとき親権者が戸主で

なかつたときは、戸主あでるときのやうに扶養の義務を免れることは得ないのです。民法には別に規定がありませんから、公力に訴へて實行する外はありません。

(三) 兵役の出願を許否する權利、徴兵令によりますと、十七歳以上の男子は兵役を出願することを得るやうになつてゐますから、無茶苦茶に親にも相談せぬで出願すれば、親は親権上から見ても大に迷惑することかありますから、未成年者の時に限つて、父又は母の許可を得るやうにしたのであります。

(四) 懲戒權、この懲戒權は未成年者ばかりでなく成年者にも關係するものであつて、育兒上に甚だ注意せねばならぬことであります。懲戒するには或は叱責することもあれば、殴打することもあり、又時には室内に監禁することもあります。こんなことは親権者の自由であるが、程度を超して慘酷に陥ゐると民法及び刑法上の制裁を受けねばなりません。世の中には随分親權を濫用して殘酷なことをする親がおりますから、親だからとて子を愛

する人ばかりと安心は出来ません彼の子を毆打創傷し、又は残酷に監禁制縛して衣類飲食を屏去するやうな苛酷のことは、子の保護所ではなく却つて害となるものですから、こんな鬼のやうな親には宥赦は無用です。そして懲戒を加ふる権利は國家に專屬してゐるものであつて、個人が擅に行ふことは許しません。

併し親にも鬼のやうな人があると同じく子にも随分悪いものがあつて、一筋縄では到底ゆかぬところがあります。それで親権者は右の懲戒の外尙ほ進んで子を懲戒場に入れることが出来ず。但し裁判所の許可を受けないと不法監禁と同じであります。そんなら懲戒場とはどんなものかと云ひますと、民法では定めてありませんか刑法で云ふ所の懲治場のやうなものであると思ひます。ある學者は感化院もその中の一つであると説きますが、私はこの説は間違つてゐると斷言したいのです。何となれば、懲戒場は子の罪惡を懲戒矯正する目的を有する場所でありませうか、感化院はそうではありませぬ。感化院は教育に屬すべき性質のもの

であつて、これに入れるにも裁判所の許可を受けずとも、勝手に出来るのであります。そうして感化院は何時まで入れてをいても差支はないが、懲戒場は法律で期間を制限して、如何なる場合でも六ヶ月を超過することは出来ません。

婦人の方ではこんなことは初耳の人が多からふと思ひます。従つてどんな事をしたときは懲戒場とか懲治場とかに入れるものかと云ふことすら解りませぬ。これに就いて少しく述べて見ませう。か小供の中でも實に豫想外な惡事をして、とても一通りや二通りの懲戒では始末につかぬものもありませう。それだからとて一室に縛つて苛酷なことをすれば、親権を喪失するとか逮捕監禁罪とかの制裁を受けねばならず、大目に許せば大人も及ばないやうな不法なことをして、實際困ることもないとも限られませぬ。さう云ふ時には裁判所の許可を得て懲戒場に入れることが出来るのです。懲治場と云ふのは人が勝手に入れることの出来ない、即ちその筋の官吏のみが入れる所でありませう、懲戒場とは少し性質を異にしてゐると思ひま

す。例へて云へば、放火をして家を焼いたとか、又鐵砲を弄んでゐて過つて人を殺したとか云ふとき、成年者なら重罪にも處すべきであるが、小供であるからその代りに懲治場に入れるのです。元來十二年以下の者は刑法上罰せない原則でありますから、悪いことをして許しますが、小供だからとて人殺のやうな罪を犯しては、後來恐るべきであるとしてこれを懲治場に入れるのであります。さうするとある人は十二才以下の小供がそんな大罪を犯すものかと云ふ人もありませうが、實際世の中にはあるから仕方がありません。假令な

慈善の眞意

後藤新平の談話

慈善の眞意義を充分に解釋した人は少いやうである、多くの學説に依ると、慈善事業と云ふことは天然自然の道理に適合したもので、言葉を変へて云へば慈善は天意であると云ふのであるが、吾輩の見解はこれと異つて居る、弱肉強食と云ふことが天道の自然であつて、弱いは亡び強いものは榮ゆると云ふ調子に、今や貧窮の極死に瀕して居るものがあつても、天道はこれを助けやうとせず其儘に放任して居るのである、死ぬるのは自然であつて、天道は手を伸ばして致してこれを助ける要を認て居らぬのである、然るに苟も人類が集まつて社會を形つくる以上は、其同胞姉妹が貧窮に陥つて死に瀕して居る場合にこれを助けずには居られぬ、これを助けるのは人道であつて天道ではない、人を助けることが天意であるからこの意を以て人が慈善をなすの道ではない、人情忍ぶべからざる處があるに依つて、禁せんと欲して禁ずる能はざる同情の念よりして救ふのである、要するに慈善行爲は、人道を以て天道の無情を補ふものであると斷言してよからう。

いとしても若しあつた時に俄に法律を制定すると云ふやうなことは出来ませぬ、だから万を一を慮かつて規定したのであります。但し八才以上でなくては懲治場にも入れないのであります。

(五)營業制限の權利、子の職業に就ての得失及びその種類如何は、教育に於けると同じく重大なる關係を有してゐますから、親權者の許しを得ることとしたのであります。一旦許した職業でも、もし其子が之れに堪へざるものと認めたとときは、取消すとも又は範圍を限定するとも自由にすればよいのです。